

社会福祉法人豊寿会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人豊寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）報酬等とは報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等の報酬等は、社会福祉法人豊寿会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

（公表）当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月16日（評議員会の決議日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。